

(別紙3) 「エコアクション21ガイドライン(2017年版)案」に対する意見の募集(パブリックコメント)におけるご意見の概要と回答

意見		対応方針	件数
			合計
①はじめに			7
第1章の位置付け	誤字・脱字のほか、改行や句読点の使い方、冗長な言葉使い等、形式上の指摘。	ご指摘を踏まえ、修正します。	7
②第1章 企業価値向上ツール「エコアクション21」			49
第1章の位置付け	「第1章 企業価値の向上ツール～」は大幅に要約し、その他の内容は第3章以降に移動するのが望ましい。	第1章は、序章として制度の理念及びガイドライン全体を網羅した内容とすることを意図しています。従って、現状の第1章のままとします。	1
自然資本	6頁156行目以下及び7頁163行目以下に、エコアクション21の関係者が共有すべき理念が記述されているが、「〇〇(手段)によって△△(結果)」という表現の、手段と結果が逆転しているように思える。	エコアクション21は、7頁図1に示したとおり、自然資本を基礎として、その他の資本の維持・向上を図り、もって企業価値の向上を目指す環境経営システムであり、現行の記載における手段と結果に相違はないと考えられます。従って、現状の記載のままとします。	2
体裁等に関する意見	誤字・脱字のほか、改行や句読点の使い方、冗長な言葉使い等、形式上の指摘。	ご指摘を踏まえ、修正します。	46
③第2章 環境経営システム			105
【要求事項】と【解説】の関係	【解説】は【要求事項】の補足であり、要求事項の枠組みを超えた新たな/別の要求を課すものでないと認識。しかし、この関係が曖昧な記述が散見される。	ご指摘を踏まえ、【解説】部分について、一部記述を変更し【要求事項】との関係を明確にします。	2
要求事項1	「原則として全組織・全活動及びその全従業員を対象とし」の詳細な解釈を記載すべき。	全組織・全活動及びその全従業員に係る個別具体的な解釈は、業種・業態・事業規模により千差万別であることから、ガイドライン上で記載することは極めて困難です。そこで、ガイドラインの趣旨の範囲内で中央事務局が必要に応じてその解釈を行うこととし、柔軟かつ機動的なガイドラインの運用を図ります。	1

意見		対応方針	件数
	【解説】に、「4年以内に全組織・全活動を対象にできない場合は、サイト認証にする」とあるが、5年目以降にサイトを拡大したい企業はどのような扱いになるか。	ご指摘を踏まえ、【解説】から具体的な年数は削除しました。ガイドラインの趣旨の範囲内で中央事務局がその解釈を行うこととし、柔軟かつ機動的なガイドラインの運用を図ります。	1
要求事項2	要求事項2は、要求事項3に内包されるものではないか。	要求事項2の目的は、代表者関与の下、経営上の課題とチャンスを探査して把握し、それらを環境への取組に反映させることです。従って、要求事項3とは目的を異にするものであることから、現状の第2章のままとします。	1
	要求事項2も、他の要求事項と同様に文書化を必須とすべき。	要求事項2は、比較的中長期のものは環境経営方針（要求事項3）に、短期のものは環境経営目標（要求事項6）に、それぞれ可能な範囲で反映されます。従って、現状の第2章のままとします。	2
要求事項3	「環境経営方針には、～代表者名を記載する。」を「原本には署名又は押印をする」に改めるべき。	電子情報として活用することも想定されることから、現状の第2章のままとします。	1
	「環境への取組の重点分野を明確にする」の詳細な解釈を記載すべき。	環境への取組の重点分野に関する個別具体的な解釈は、業種・業態・事業規模により千差万別であることから、ガイドライン上で記載することは極めて困難です。そこで、ガイドラインの趣旨の範囲内で中央事務局が必要に応じてその解釈を行うこととし、柔軟かつ機動的なガイドラインの運用を図ります。	1

意見		対応方針	件数
要求事項 4	グリーン購入は、引き続き要求事項とすべき。	エコアクション21に取り組む事業者の95%以上が従業員300名未満の中小・零細企業で、今後もこうした事業規模の企業への普及を促進するため、要求事項は、導入当初の事業者にとってもリスクが大きい環境課題や高い費用対効果が期待できる環境取組に絞りました。 この点、グリーン購入は、環境取組を重ねる過程で趣旨を適切に理解し、戦略的かつ意欲的に取り組まれるものであるため、発展的な取組として取り扱うことが適切と考えています。	8
	解説の「自らの事業活動で環境に大きな影響を及ぼす活動、施設、設備、物質を特定します」は良いことだが、特定した結果も文書化を要求すべき。	エコアクション21に取り組む事業者の規模を勘案すると、現状の要求事項に掲げる文書化で、ご指摘の内容は容易に知りうる可以做到。 従って、現状の第2章のままとします。	1
	「二酸化炭素排出量：具体的には各種エネルギー使用量を把握」とあるが、「各種」とは具体的に何なのか詳細な解説を記載すべき。	エネルギー種別の個別具体的な解釈は、業種・業態・事業規模により異なり、また、今後の低炭素ビジネスの進展により様々な種別が出てくることも見込まれるため、ガイドライン上で記載することは極めて困難です。 そこで、ガイドラインの趣旨の範囲内で中央事務局が必要に応じてその解釈を行うこととし、柔軟かつ機動的なガイドラインの運用を図ります。	1
	「使用量が極めて少ない場合等」について、具体的な基準値を解説等で詳細に記載すべき。	使用量が極めて少ない場合等に関する個別具体的な解釈は、業種・業態・事業規模により千差万別であることから、ガイドライン上で記載することは極めて困難です。 そこで、ガイドラインの趣旨の範囲内で中央事務局が必要に応じてその解釈を行うこととし、柔軟かつ機動的なガイドラインの運用を図ります。	1
	把握する化学物質はPRTR法対象物質とされているが、それら以外に消防法（油等の危険物）、毒劇法（硫酸等の毒物、劇物）、高圧ガス法（酸素ガス等）が考えられ、それらのうち消防法、毒劇法対象物質は含めるべき。	「環境への負荷の自己チェック（第4章）」や要求事項5の検討過程等で、事業者のリスクに応じた追加の化学物質の把握を実施することが考えられます。 従って、ご指摘の趣旨は既に記載されていることから、現状の第2章のままとします。	1

意見		対応方針	件数
要求事項5	例えば、廃掃法のように、条項、条文が多種多様であったり、タイミングを要求されるものもあるので、解説等で、条項、条文、実施時期といった内容まで、具体的かつ詳細な文書化の方法を明記したほうがよいのでは。	適用される環境関連法規に関する個別具体的な解釈は、業種・業態・事業規模により千差万別であることから、ガイドライン上で記載することは極めて困難です。そこで、ガイドラインの趣旨の範囲内で中央事務局が必要に応じてその解釈を行うこととし、柔軟かつ機動的なガイドラインの運用を図ります。	1
要求事項6	「(3) 環境経営計画には、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び実行の責任者を定める。」とあるが、策定した計画の実効性を担保するには、「計画の責任者を実行の責任者とする。」等の記載を要求事項で明記すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。	1
	グリーン購入は、引き続き要求事項とすべき。	エコアクション21に取り組む事業者の95%以上が従業員300名未満の中小・零細企業で、今後もこうした事業規模の企業への普及を促進するため、要求事項は、導入当初の事業者にとってもリスクが大きい環境課題や高い費用対効果が期待できる環境取組に絞りました。この点、グリーン購入は、環境取組を重ねる過程で趣旨を適切に理解し、戦略的かつ意欲的に取り組まれるものであるため、発展的な取組として取り扱うことが適切と考えています。	5
	長期目標と長期計画の策定も要求すべき。	環境経営体制が未整備な場合が多いエコアクション21事業者の現状や長期目標等を策定しているのは現時点で一部の企業のみであることを勘案すると、短中期の目標と計画を作成する方が、事業価値向上に繋がると考えます。従って、ご指摘の内容は今後の検討とさせていただきます、現状の第2章のままとします。	1
要求事項10	「(2) 環境経営方針、環境経営目標を達成するための手順を定め、必要に応じて文書化し、運用する。」とあるが、これは手順を定めることを新たに前提(必須)とした理解でよいのか。	新たな前提(必須)を意図するものではないため、ご指摘を踏まえて修正します。	1
要求事項11	「(2) 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。」とあるが、対応策の改訂は必須にするべきではないか。	事象の重要性に応じた柔軟な改定を促すことで、実態に応じた実効性の高い環境経営システムの運用が可能になります。従って、現状の第2章のままとします。	1
要求事項12	「環境経営レポート」の作成・公表を任意にすべき。	新たな前提(必須)を意図するものではないため、ご指摘を踏まえて修正します。	1

	意見	対応方針	件数
	事業者に過度な文書作成の負担を強くないよう、環境経営レポートに含まれる文書類は別途作らなくてもよいことをガイドライン上で明記すべき。	【解説】にて「文書類は必要以上に作成する必要はなく、内容を複雑にする必要もありません。」旨を記載しており、ご指摘の趣旨は既に記載しております。	1
	「(2) 組織が、取組の際に必要と判断した手順書」でなく、必要性に関係なく一律必須とすべきでは。	これは要求事項10で「必要に応じて」作成・運用することとしている手順書の作成・管理について記載したものです。従って、現状の第2章のままとします。	1
	「3章2. エネルギー使用量など環境データの提供・活用」を踏まえ、「エネルギー消費量等環境データ」も要求事項として追加すべきではないか。	「(1) 環境への負荷の自己チェック」などの結果等で、ご指摘の事項も含めて作成・管理されるものと考えます。	1
要求事項13	「(2) 問題がある場合は是正処置を行い、問題の発生が予想される場合は、必要に応じて予防処置を実施する。」の「必要に応じて」は削除すべき。	問題の発生可能性やその影響は千差万別であり、一律に予防措置を実施することは適当ではありません。従って、現状の第2章のままとします。	1
	「日常的な環境関連法規等の遵守」の例に「維持管理」を追加すべき。	「維持管理」は、遵守活動の一部と考えられます。従って、現状の第2章のままとします。	1
	是正処置及び予防について、ガイドラインでより具体的かつ詳細な記載をすべきではないか。	是正措置及び予防措置に関する個別具体的な内容は、業種・業態・事業規模により千差万別であることから、ガイドライン上で記載することは極めて困難です。また、そうした情報は審査員からの助言等を活用して容易に入手が可能です。従って、現状の第2章のままとします。	1
	「規模が比較的大きい組織は内部監査を実施すること」となっているが、その方法が不明なので、具体的な方法をガイドライン上で詳細かつ具体的に記載すべき。	内部監査の方法に関する個別具体的な手法は、業種・業態・事業規模により千差万別であることから、ガイドライン上で記載することは極めて困難です。また、そうした情報は審査員からの助言等を活用して容易に入手が可能です。従って、現状の第2章のままとします。	1
要求事項14	「次年度以降の方向性」及び解説の記載を要求事項とすべき。	本要求事項は、取組の総括と必要な指示を代表者に求め、エコアクション2.1の取組をより発展させることを目的としており、ご指摘の趣旨は既に記載されています。また、解説はあくまで要求事項の補足であり、同じくご指摘の趣旨は要求事項に既に記載されています。	2

意見		対応方針	件数
	評価と見直しに必要な情報に内部監査結果を含めるべき。	内部監査を実施している場合には、その結果も踏まえつつ、エコアクション21に基づく環境経営全体の取組状況及びその効果が評価されるため、ご指摘の趣旨は既に記載されています。	1
	代表者が、評価結果に基づき必要な指示する場合の項目について、具体的かつ詳細に記載すべき。	代表者の指示する項目に関する個別具体的な内容は、環境経営システムの習熟度等により千差万別であり、ガイドライン上で記載することは極めて困難です。また、そうした情報は審査員からの助言等から入手可能です。従って、現状の第2章のままとします。	1
体裁等に関する意見	誤字・脱字のほか、改行や句読点の使い方、冗長な言葉使い等、形式上の指摘。	ご指摘を踏まえ、修正します。	62
④第3章 環境情報を用いたコミュニケーション			17
データの利用可能性	「2. エネルギー使用量など環境データの提供・活用」は、エコアクション21に取組んでいる組織と取組んでいない組織間の比較に価値があるものであり、ガイドライン上もこれを記載すべきではないか。	データの活用法は、利用者の創意工夫により様々な方法が考えられ、【解説】でも「例えば、前年度及び同業他社と比較することで、自社の取組を評価することができます」旨を記載し、ご指摘の趣旨は既に記載しています。従って、現状の第3章のままとします。	1
データの収集期間設定	「事業者は必要なデータを月別に把握し審査員に提供する」となっていますが、期間は一律4月～翌年3月とするべき。	管理期間（事業年度）は、事業者の自由な選択により設定することができるため、一律に定めることは、かえって環境経営システムの有効性を低下させるおそれがあります。従って、現状の第3章のままとします。	1
データの収集	事業者からのデータは中央事務局が直接収集すべき。	審査員は、データを中央事務局へ毎年度報告する過程で、当該データの整合性を確認することが期待されています。また、多くの事業者からデータを集計しますので、業務の効率性の観点からも審査員が関与することが適切と考えられます。従って、現状の第3章のままとします。	1

意見		対応方針	件数
審査員の追加報酬	【解説】には「また、このデータに基づき、事業者は、審査員へ今後の環境への取組を相談することができます」旨が記載されている。これは審査外であり、審査員が追加の報酬を徴収できるようガイドライン上で記載すべき。	本件相談業務は、従前からエコアクション21認証登録制度に組み込まれています。従って、エコアクション21認証登録料に既に含まれていると解されます。いずれにしても、その金額及び審査員への分配額は中央事務局によって決定されるものであり、現状の第3章のままとします。	1
売上高データ	事業者は売上高データを審査員へ提供しているが、売上高は必須項目なのか。	【解説】では、「事業者は、原則として月別に集計・管理された各種エネルギー使用量及び年次の売上高などを取りまとめ、審査員へ提供します。」旨、記載しています。原単位データの集計等が目的であるため、必須事項ではありませんが、本制度の運用実績を適切に把握するため、その提供を依頼するものです。	1
業種分類法	エコアクション21での事業者の業種分類を日本標準産業分類に従うものにすべき。	国内外には様々な分類法があり、一律に定めることは適切ではないと思われます。従って、現状の第3章のままとします。	1
体裁等に関する意見	誤字・脱字のほか、改行や句読点の使い方、冗長な言葉使い等、形式上の指摘。	ご指摘を踏まえ、修正します。	11
⑤第4章 環境への負荷の自己チェック			39
期間設定	「期間は、①決算にあわせた会計年度、②国の会計年度（4月～翌年3月）、③年（1月～12月）のいずれかに設定すると良いでしょう」を「○期間は、①決算にあわせた会計年度を原則とします。例外的に、②国の会計年度（4月～翌年3月）、③暦年（1月～12月）のいずれかに設定することができます。」に変更すべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション21認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
2-2.	2-2. の表の再生可能エネルギーの箇所、発電量①、自家消費量②、売電額③とあるが（個人契約でない限り自家消費以外の余剰分は売却できず）、FIT制度に基づく売却は発電量全量の売却となる。ならば、発電量が全量自家消費か全量売却かの選択だけになることを踏まえた表とすべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション21認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1

意見		対応方針	件数
2-4.	「調整後排出係数」を「実排出係数」に変更すべき。	地球温暖化対策の推進に関する法律の温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省/経済産業省）に準拠して調整後排出係数とします。	1
4.	「海水」を削除すべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション2.1認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
5.	化学物質に消防法や毒劇法対象物質を含めるのであれば、化学物質の種類の上に1列「規制法規」を追加すべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション2.1認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
A.	「比較する期間（b）」とあるが、「前年同期間（b）」とすべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション2.1認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
	他シートからのデータの中にCO2排出源単位があるが、これを活かすなら、比較する期間、増減にも同様にCO2排出源単位の列を入れるべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション2.1認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
B.	電力、化石燃料の単位がすべてkg-CO2と換算済になっているが、これをすべてエネルギー消費量で入力し、合計量の横に排出係数欄を1列設け、それら掛けて、年間二酸化炭素排出量とすべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション2.1認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
付6.	脚注に以下の文章を追記すべき。 「○排水先が下水道のみで、測定されていない場合は、排水量を4. 水使用量と同量として記載します。ただし、その旨の注記も必要です。」	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション2.1認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
	「年間50トン」は「日量50トン」の誤りだと考えられるので、修正すべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。	2

意見		対応方針	件数
付7.	単位がすべてkg-CO2となっているが、メタン (CH4) から三フッ化窒素 (NF3) までの単位を (kg-CH4) ~ (kg-NF3) にし、その横にそれぞれの係数地球温暖化係数を入れ、掛けてCO2換算した数量と単位 (すべてkg-CO2) の2列を追加した表とすべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション21認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
付8.	最後の脚注に「○資源使用量を把握するのが困難な場合には、総製品生産量または総商品販売量と廃棄物排出量を足し合わせて算出する方法もあります。」とあるが、「足し合わせて概算量を算出する方法もあります。」とすべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション21認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
付C.	エコアクション21ガイドライン2009年版(改訂版)の55頁にある3年分の一覧表を追加すべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション21認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
	「比較する期間 (b)」とあるが、「前年同期間 (b)」としてはどうか。また、電力、化石燃料の単位がすべてkg-CO2と換算済になっているが、これをすべてエネルギー消費量で入力し、合計量の横に排出係数欄を1列設け、それら掛けて、年間二酸化炭素排出量とすべき。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション21認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
金額の記載	事業経営の観点から金額の記載をしていると思われるが、事業者は金額だけ見てもと使用量の効果が見えなくなるのではないか。金額は変動するため活動効果が把握し難くなると思われる。	本チェックリストは、ガイドライン外の参考情報であり、エコアクション21認証登録制度で採用するバージョンは、中央事務局が別途公表します。 従って、ご指摘の内容は中央事務局が検討するものであり、ガイドライン上では取り扱わないこととします。	1
体裁等に関する意見	誤字・脱字のほか、改行や句読点の使い方、冗長な言葉使い等、形式上の指摘。	ご指摘を踏まえ、修正します。	23
⑥第5章 環境への取組の自己チェック			37
投資効率	12. [取組の効果19] の投資効率が高すぎる。	ご指摘を踏まえ、修正します。	1

意見		対応方針	件数
グリーン購入	グリーン購入は環境経営上重要であり、事業者が確実に取り組むよう、少なくとも一般的に取り組まれており、取組が比較的容易なNo. 1、5、6を「導入」と位置付けるべき。	エコアクション21に取り組む事業者の95%以上が従業員300名未満の中小・零細企業で、今後もこうした事業規模の企業への普及を促進するため、要求事項は、導入当初の事業者にとってもリスクが大きい環境課題や高い費用対効果が期待できる環境取組に絞りました。 この点、グリーン購入は、環境取組を重ねる過程で趣旨を適切に理解し、戦略的かつ意欲的に取り組まれるものであるため、発展的な取組として取り扱うことが適当と考えています。	4
体裁等に関する意見	誤字・脱字のほか、改行や句読点の使い方、冗長な言葉使い等、形式上の指摘。	ご指摘を踏まえ、修正します。	32
⑦第6章 エコアクション21 認証・登録制度の運営の仕組み			27
第6章の位置付け	中小事業者でも取り組みやすいEMSを意図しているので、第6章は最低限必要な情報・簡潔な記載に留めるべき。	中小事業者にも理解できるよう、第6章の要約を第1章に記載しています。 従って、現状の第6章のままとします。	1
原則への追加	「エコアクション21（本事業）推進により生じる環境負荷は、本事業により得られる環境負荷の削減量より少ないこと」と追記すべき。	ご指摘の内容は制度運営に関係する内容ではないため、今後の参考とさせていただきます。 従って、現状の第6章のままとします。	1
中央事務局のガバナンス	中央事務局の要件に「運営能力の向上」に関する事項を追加すべき。	ご指摘の内容は、「6. 各主体の責任（1）中央事務局」等でより具体的な形で記載されています。	1
	中央事務局に対しては誰が運営能力向上、信頼性担保をするのか、明確にすべき。	ご指摘の内容は、「9. 報告及び承認」で、環境省への報告を求めることや、「11. 運営諮問委員会の設置」等で既に記載されています。	1
	中央事務局の策定、改訂及び廃止する規程等を誰がどのように承認するのか、その手続を明確にすべき。	規程等を誰がどのように承認するのかの詳細は、中央事務局の自治に任されます。ただし、「11. 運営諮問委員会の設置」に記載のとおり、それらの承認に先立ち、原則として同委員会への諮問を求め、「9. 報告及び承認」に記載のとおり、運営諮問委員会で審議された事項及び審議の結果は環境省へ報告されます。 従って、ご指摘の趣旨は既に記載されていることから、現状の第6章のままとします。	1

意見		対応方針	件数
	環境省の定めるガイドラインの解釈権を中央事務局が有するのはおかしいので、中央事務局の権限から当該権利を削除すべき。	ガイドラインの有効性を高めるため、エコアクション21運営主体は、中央事務局を中心とした明確な指揮命令系統のもと、ガイドラインの趣旨に反しない範囲で、規程等を自ら定め、主体的に活動することが適切と考えています。従って、現状の第6章のままとします	2
地域事務局への委任	審査員の選任は地域事務局に委任すべきでない。	ガイドラインの有効性を高めるため、エコアクション21運営主体は、中央事務局を中心とした明確な指揮命令系統のもと、ガイドラインの趣旨に反しない範囲で、組織的に活動することが適切と考えます。従って、現状の第6章のままとします。	1
研修の実施	中央事務局・地域事務局の能力向上のための研修の実施を追加すべき。	中央事務局及び地域事務局は「3. 運営を行う主体の要件」以下、所要の要件を満たさなければならず、そのために必要な能力の維持・向上は当然に行われるものと考えています。従って、ご指摘の趣旨は既に記載されており、現状の第6章のままとします。	1
報告及び承認（地域事務局）	「本制度について重要な変更が生じた又は生じる場合」を「本制度について重要な変更を検討すべき事象が生じた場合」に改めるべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。	1
体裁等に関する意見	誤字・脱字のほか、改行や句読点の使い方、冗長な言葉使い等、形式上の指摘。	ご指摘を踏まえ、修正します。	17
⑧参考3 2009年版エコアクション21ガイドラインとの比較			6
移行対応	「認証事業者が、移行にあたって具体的に何をしなければならないか」をガイドライン上で明確にすべき。	全ての業種・業態・事業規模を網羅した個別具体的な内容は千差万別であることから、ガイドライン上で記載することは極めて困難です。また、そうした情報は中央事務局のホームページや審査員からの助言等で入手が可能です。従って、現状の第6章のままとします。	1
体裁等に関する意見	誤字・脱字のほか、改行や句読点の使い方、冗長な言葉使い等、形式上の指摘。	ご指摘を踏まえ、修正します。	5
⑨参考4 用語の説明及び各用語に係る参考例			5
体裁等に関する意見	誤字・脱字のほか、改行や句読点の使い方、冗長な言葉使い等、形式上の指摘。	ご指摘を踏まえ、修正します。	5

意見		対応方針	件数
⑩全体・その他			11
改訂プロセス	ガイドラインの見直し、制度の運用を検討する場合には、事業の豊富な現場経験を有する人を加え検討することが望まれる。	ガイドライン改定時の参考とさせていただきます。	1
審査員のあり方	審査員とは別に、事業者に対してコンサルが可能な支援人のような枠を設け、活用すべき。	より良いエコアクション21制度運営のため、今後の参考とさせていただきます。	1
審査員の力量	審査員は事業者に対して必ず経営的視点からのアドバイスをすべき。	より良いエコアクション21制度運営のため、今後の参考とさせていただきます。	1
	経営が前面に打ち出されているのは有意義だが、経営が分かる審査員がどれほどいるのか不安である	より良いエコアクション21制度運営のため、今後の参考とさせていただきます。	1
体裁等に関する意見	誤字・脱字のほか、改行や句読点の使い方、冗長な言葉使い等、形式上の指摘。	ご指摘を踏まえ、修文します。	7